

『しがぎん』ダイレクト利用規定

この規定は、お客さまと株式会社滋賀銀行(以下「当行」といいます。)との間の、『しがぎん』ダイレクトにかかる取引に関するとりきめです。

1. 『しがぎん』ダイレクト

(1) 定義

『しがぎん』ダイレクト(以下「本サービス」といいます。)とは、お客さまの電話機、パーソナルコンピュータ(高性能携帯端末と呼ばれるインターネットに接続および閲覧可能な当行所定のOSおよびブラウザを備えたスマートフォン等を含みます。)、携帯電話機等(情報提供サービス対応携帯電話機を含み、前述のスマートフォン等は含みません。)による依頼に基づき、照会、定期預金取引、振込、振替、ペイジー(税金・各種料金支払)等当行において指定する取引(以下一括して「取引」といいます。)を行うサービスをいいます。

(2) 使用できる端末

- ①本サービスを利用するに際して使用できる端末は、当行所定の電話機、パーソナルコンピュータ(以下「パソコン」といいます。)および携帯電話機等に限りします。
- ②本サービスは、その使用端末、利用形態等により、テレホンバンキング、インターネットバンキング、モバイルバンキングに区別され、お客さまは、以下の各条項を承認のうえ、利用するものとします。なお、端末の種類により本サービスの対象となる取引は、異なります。

A. テレホンバンキング

お客さまの電話による依頼に基づき、各種取引を行うことができるサービスをいいます。

B. インターネットバンキング

お客さまのパソコン等の電子機器による依頼に基づき、各種取引を行うことができるサービスをいいます。

C. モバイルバンキング

お客さまの携帯電話機でインターネット等を経由したデータ通信による依頼に基づき、各種取引を行うことができるサービスをいいます。

(3) サービス取扱時間

- ①本サービスの取扱日および取扱時間は当行所定の日および時間内とします。ただし、当行はこの取扱日および取扱時間を1ヵ月以上の余裕をもって変更内容を当行本支店の店頭およびホームページに掲示することにより、変更することができるものとします。

この場合、当行が指定した変更日(変更内容掲示日から1ヵ月以上経過した日)以降は、変更後の内容に従い取扱うものとします。

ただし、やむを得ない事情があると客観的に認められる場合ならびにお客さまの不利益とならないと一般に認められる場合には、上記余裕期間を適当なものに短縮できるものとします。

- ②お客さまが日本国外から本サービスを利用する場合には、各国の法令、通信事情、その他の事由により本サービスの全部または一部をご利用いただけない場合があります。

(4) 利用手数料等

- ①本サービスの利用にあたっては、当行所定の手数料を各種手数料の指定口座より引落とす方法によりお支払いいただきます。この場合、各預金規定ならびに各カードローン規定にかかわらず、預金通帳、払戻請求書、キャッシュカード等の提示を受けることなく引落とします。
- ②本サービスの内容の追加もしくは変更、経済情勢の変化、その他相当の事由がある場合には、前号の手数料を追加、もしくは変更する場合があります。
- ③第2号に定める場合は、予め当行ホームページ等において、追加、もしくは変更する手数料をお客さまにお知らせします。

2. 本人確認

本サービスの利用にあたっては、お客さまはキャッシュカード暗証番号、確認用暗証番号、ログインパスワードおよび会員番号を使用するものとし、当行はこれらの番号により本人確認を行います。

(1) 暗証番号の届出、会員番号、ログインパスワードの付与

キャッシュカード暗証番号は、お客さまが当行所定のキャッシュカード取引のためにあらかじめ当行に届出の暗証番号とします。また、確認用暗証番号は、お客さまが当行所定の申込書により当行に届出のものとし、当行は申込者に対して会員番号および初回ログイン用パスワードを付与します。ログインパスワードは、インターネットバンキングまたはモバイルバンキングいずれかの初回利用時にお客さまが任意のパスワードに変更するものとし、インターネットバンキング、モバイルバンキング共通のパスワードとなります。

なお、当行が会員番号を付与したお客さまを『しがぎん』ダイレクト会員といいます。

(2) 本人確認手続き

① テレホンバンキング

当行は、以下のサービスごとに電話による本人確認を次のとおり行います。

A. 定期預金取引サービス(同一総合口座内の普通預金口座から定期預金口座へ振替入金する場合を除きます。)

振込・振替サービス、外貨普通預金入出金サービス、住所変更受付サービス(『しがぎん』ダイレクト会員の場合)、取引明細書発行サービス、キャッシュカード支払限度額変更サービス(キャッシュカード支払限度額の引上げの場合)、他行自動機の支払利用停止(設定・解除)受付サービス(支払利用停止解除の場合)、届出内容の変更については、次の方法により本人確認を行います。

お客さまが電話で入力または口頭でオペレータに伝達した会員番号と当行に登録されている会員番号の一致、およびお客さまが電話で入力した申込代表口座のキャッシュカード暗証番号とあらかじめ申込代表口座のキャッシュカード取引のために当行へ届出の暗証番号との一致、およびお客さまが電話で入力した確認用暗証番号と事前に当行に届出の確認用暗証番号との一致を確認した場合は、当行は、お客さま本人の依頼とみなします。

B. 照会サービス、定期預金取引サービス(同一総合口座内の普通預金口座から定期預金口座へ振替入金する場合)、ローン申込受付サービス、住宅ローン固定金利再特約受付サービス、住宅ローン一部繰上返済受付サービス、預金口座振替受付サービス、住所変更受付サービス、キャッシュカード支払限度額変更サービス(キャッシュカード支払限度額の引下げの場合)、他行自動機の支払利用停止(設定・解除)受付サービス(支払利用停止設定の場合)、カードローン借入・返済サービス、投資信託取引サービスの申込の受付については、次の方法により本人確認を行います。

普通預金・貯蓄預金・カードローンのキャッシュカード利用時の暗証番号としてお客さまが電話で入力した暗証番号が、あらかじめ当該口座のキャッシュカード取引のために当行へ届出の暗証番号と一致した場合は、当行は、お客さま本人の依頼とみなします。

② インターネットバンキング・モバイルバンキング

当行は、パソコン、携帯電話機による本人確認は、次のとおり行います。

A. お客さまがパソコンまたは携帯電話機から送信した会員番号と当行に登録されている会員番号との一致、お客さまがパソコンまたは携帯電話機から送信したログインパスワードとお客さまが当行から通知したログインパスワードをインターネットバンキング、モバイルバンキングのいずれかの初回ログイン時に変更されたログインパスワードとの一致、およびお客さまがパソコンまたは携帯電話機から送信した確認用暗証番号と事前に当行に届出の確認用暗証番号との一致を確認した場合は、当行はお客さま本人の依頼とみなします。

B. パソコンの利用にあたっては、前述の本人確認情報に加えて、あらかじめ当行所定の質問項目に対する「合言葉」を登録することによりお客さまが通常使用するパソコンを指定することができるものとし、お客さまが指定したパソコン以外から利用する場合は、お客さまがあらかじめ選択した質問項目のいずれかが画面表示され、当該質問に対する「合言葉」が正しく入力された場合のみ、利用することができるものとします。また、本サービスのうち当行所定の取引については、お客さまがあらかじめ選択した質問項目に対する「合言葉」と当行に登録されている情報との

一致を確認した場合、当行はお客さま本人の依頼とみなします。当行所定の回数を超えて連続して「合言葉」の入力を誤った場合、お客さまが利用端末として指定したパソコン以外からの本サービスの利用を当行所定の時間にわたり中止します。

C.お客さまがパソコンを利用し、本サービスの申込をする場合は次の方法により本人確認を行います。

普通預金のキャッシュカード利用時の暗証番号としてお客さまがパソコンで入力した暗証番号が、あらかじめ当該口座のキャッシュカード取引のために当行へ届出の暗証番号と一致し、かつ当該口座の預金通帳に記載された最終残高の一致を確認した場合は、当行はお客さま本人の依頼とみなします。

3. 暗証番号等の変更・管理、会員カードの紛失・盗難

(1) 暗証番号等の変更・管理

- ①キャッシュカード暗証番号、確認用暗証番号を変更したい場合または失念した場合には、直ちに『しがぎん』ダイレクトヘルプデスクへ届出てください。テレホンバンキングで本人確認を行ったうえで所定の書面を送付しますので再度届出てください。
- ②ログインパスワードを失念した場合は、直ちに『しがぎん』ダイレクトヘルプデスクへ届出てください。テレホンバンキングで本人確認を行ったうえで会員カードとともに再発行処理を行います。なお、ログインパスワードは、インターネットバンキング、モバイルバンキングの利用画面により随時変更できるものとします。
- ③暗証番号はお客さま自身の責任において厳重に管理するものとし、第三者には絶対に教えないでください。(当行職員から暗証番号をお尋ねすることはありません。)また、暗証番号は第三者に漏洩するような方法で書き残さないでください。暗証番号につき偽造、変造、盗用または不正使用その他の恐れがある場合は、直ちに暗証番号の変更手続きをしてください。
- ④キャッシュカード暗証番号または確認用暗証番号およびログインパスワードと異なる暗証番号を当行所定の回数以上連続して入力した場合、当行は該当者について本サービスの利用を停止します。ただし、当行がやむを得ないと認めて利用停止の解除を受け付ける場合は、当行所定の本人確認手続(第2条第2項①. A.の方法)により本人と確認できた場合は、お客さま本人の依頼とみなし利用停止を解除するものとします。

(2) 会員カードの管理

- ①当行は、『しがぎん』ダイレクト会員に会員番号を記載した「会員カード」を交付します。会員番号は第三者に漏洩しないように注意いただくとともに、会員カードは大切に保管ください。
- ②会員カードを盗難や紛失された場合には、直ちに『しがぎん』ダイレクトヘルプデスクへ届出てください。この届出を受けた時は、当行は本サービスの取扱を中止します。この届出以前に生じた事故・損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、お客さまの負担とします。なお、本サービスの利用を再開する場合は、「会員カード」を再発行するものとし、当行本支店の店頭に掲示した所定の再発行手数料を申込代表口座より引落します。

(3) 携帯電話等の紛失

インターネットバンキング・モバイルバンキングを利用している携帯電話等を紛失または盗難に遭われた場合には、直ちに『しがぎん』ダイレクトヘルプデスクへ届出てください。この届出を受けた時は、当行は本サービスの取扱を中止します。この届出以前に生じた事故・損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、お客さまの負担とします。

4. 取引の依頼

(1) 取引依頼の方法

本サービスによる取引の依頼は、第2条に従った本人確認が終了後、お客さまが取引に必要な所定の事項を当行の指定する方法により正確に当行に伝達することで、取引を依頼するものとします。

(2) 取引指定口座の届出

照会サービス(テレホンバンキングを除きます。)、定期預金取引サービス(テレホンバンキングで同一総合口座内の普通預金口座から定期預金口座へ振替により入金する場合を除きます。)、振込・振替サービス、ペイジー(税金・各種料金支払)サービス、投資信託取引サービス等を利用する場合、お客さまは利用申込時に以下の口座を当行所

定の書面にて届出てください。

- ①サービス指定口座……振込・振替資金等の引落口座(以下「出金指定口座」といいます。)、振替資金等の入金口座(以下「入金指定口座」といいます。))および投資信託取引の引落口座および入金口座(以下、「指定預金口座」といいます。))。口座の名義および住所は申込代表口座の名義および住所と各々同一の口座に限るものとします。外貨預金口座の登録は、外貨預金口座開設時または開設後に振替入出金口座として申込代表口座を届出ることにより、自動的に登録されるものとします。
- ②家族口座……振替資金の入金口座。当行本支店に開設されたお客さまのご家族名義の口座で、申込代表口座と同一住所の届出があるご家族に限るものとします。
- ③申込代表口座……サービス指定口座のうちから、お客さまが指定した口座。本サービスの届出印は、申込代表口座の届出印と同一印を使用するものとします。なお、本口座は、あらかじめキャッシュカード取引のための暗証番号の届出がなされているものとします。
- ④振込先口座……振込資金の入金口座。

(3) 取引依頼の確定

- ①当行が取引の依頼を受付けた場合、お客さまにて依頼内容を確認しますので、お客さまはその内容が正しい場合には、当行の指定する方法で確認した旨を回答してください。上記の依頼内容の確認が各サービスごとに定められた時限までに行われた場合は、当行は取引依頼が確定したものととして手続きを行います。当行がこの回答を確認時間内に受信しなかった場合には、当行からその旨を伝達しますので再度やりなおしてください。
- ②定期預金取引サービス、振込・振替取引サービス、外貨普通預金入出金取引サービス、ペイジー(税金・各種料金支払)サービスおよび投資信託取引サービス(購入)による取引を以下「資金移動取引」といいます。
「テレホンバンキング」による資金移動取引および一部の受付取引については、当行が依頼内容を自動音声による復唱の方法で返信しますので、当行所定の方法により確認した旨を伝えてください。
「インターネットバンキング」および「モバイルバンキング」による資金移動取引および一部の受付取引については当行が依頼内容を画面上に表示しますので、当行所定の方法により確認した旨を伝えてください。

(4) 取引の成立

- ①お客さまの指定するご本人口座より資金の引落しを行う取引については、前項の取引依頼の確定後、お客さまから依頼を受けた振込資金、振込手数料、振替資金、ペイジー(税金・各種料金支払)の支払資金、投資信託購入資金および各種手数料の指定口座からの引落しをもって取引が成立したものとします。なお、取引依頼の確定後にその引落しができなかった場合、当行はお客さまからの取引依頼はなかったものとして取扱います。
- ②前号以外の取引については、取引依頼の確定をもって取引が成立したものとします。
- ③なお投資信託取引については、証券取引所(金融商品取引所)における取引の停止、その他やむをえない事情により取引依頼の確定後においても取引が成立しない場合があります。

(5) 取引内容の確認

- ①本サービスのご利用後は、速やかに本サービスの照会サービス、預金通帳を記帳のうえ、取引内容を確認してください。また、パソコン・携帯電話機で取引を行った場合は、取引の成立を取引結果照会で必ず確認してください。万一、取引内容・残高等に依頼内容との相違がある場合は、その旨を『しがぎん』ハローサポートへ連絡してください。なお、取引内容・残高等に相違がある場合において、お客さまと当行との間で疑義が生じた場合は、当行が保存する録音の内容および機械記録の内容を正当なものとして取扱います。
- ②パソコン、携帯電話機で資金移動取引等を行った場合は、その事実を電子メールにて届出のあるメールアドレス宛に通知しますので直ちに取引内容を確認してください。なお、メールアドレスの届出のない場合、届出のメールアドレスに誤りがある場合等、当行の責めによらない不着の場合でも、通常到達すべき時に到達したものとします。
- ③電話による振込取引については、後日、その内容を通知しますので、直ちに取引内容を確認し、取引内容について照会する場合は、『しがぎん』ハローサポートへ連絡してください。

(6) 取引内容の保存

お客さまからの電話による依頼・指示内容はすべて録音され、また、パソコン、携帯電話機による指示内容はすべてコンピュータに記録され、当行に相当期間保存されます。取引内容・残高に依頼内容との相違がある場合には、当行コンピュータに記載された内容が正当なものとして取扱います。

(7) 外貨預金取引

- ① 外貨預金取引を依頼する場合は、お客さまは外国為替相場の変動により差益または差損が発生することがあることを確認したものとし、差損については、お客さまの負担とします。
- ② 外貨預金取引は、この『しがぎん』ダイレクト利用規定のほか、「外貨預金共通規定」および「外貨普通預金規定(通帳省略口)」にて取扱います。

(8) 投資信託取引

- ① 投資信託取引を依頼する場合は、基準価額等の変動により、お客さまが損失を受ける可能性があることを確認したものとし、投資した資産の減少等リスクに関してはお客さま自身の責任とします。
- ② 投資信託取引は、この『しがぎん』ダイレクト利用規定のほか、「投資信託受益権振替決済口座管理規定」、「しがぎん投資信託特定口座および特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する規定」、「自動けいぞく(累積)投資約款」および『しがぎん』投信積立規定にて取扱います。

(9) 資金の引落とし

本サービスにかかる資金の引落としは、各種預金規定ならびに各種カードローン規定にかかわらず、預金通帳、払戻請求書、キャッシュカード等の提出は不要とし、当行所定の方法によるものとします。

5. 免責事項

(1) 本人確認

取引依頼の際、当行所定の方法により本人と確認して取扱いした際は、暗証番号等について偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、お客さまの負担とします。

(2) 災害等による免責

次の各号の事由により振込・振替資金およびペイジー(税金・各種料金支払)の支払資金の入金不能、入金遅延等があっても、これによって生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、お客さまの負担とします。

- ① 天災・火災・騒乱等銀行の責めに帰すことのできない事由、または裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき。
- ② 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき。
- ③ 当行以外の金融機関の責めに帰すべき事由があったとき。

(3) 通信経路における取引情報の漏洩等

公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等通信経路において、盗聴、不正アクセス等がなされたことにより、お客さまの暗証番号、取引情報等が漏洩した場合、そのために生じた損害については当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、お客さまの負担とします。

(4) 印鑑照合

当行がお客さまの届出た書面等に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いした際は、印章またはそれらの書面につき偽造、変造、盗用その他事故があっても、そのために生じた損害については、当行の責めに帰すべき場合を除き、お客さまの負担とします。

6. 照会サービス

(1) 照会サービスの内容

照会サービスは、お客さまからの電話、パソコン、携帯電話による依頼に基づき当行が本人確認をした口座について、残高照会、入出金明細照会等の口座照会を行う場合に利用できるものとします。

(2) 回答後の取消、変更

お客さまの電話、パソコン、携帯電話による依頼に基づき当行が行った回答は、残高、入出金明細等を当行が証明するものではなく、回答後であっても当行が変更または取消等を行う可能性があります。このような変更または取消のために生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由による場合を除き、お客さまの負担とします。

7. 定期預金取引サービス

(1) 定期預金取引の内容

定期預金取引サービスは、お客さまからの電話、パソコン等による依頼に基づき、当行が本人確認した口座について、定期預金の入金、明細照会、解約予約を行う場合に利用できるものとします。

ただし、定期預金は当行所定の種類に限るものとし、解約予約の受付は、満期日の2ヵ月前の応当日から満期日の前営業日の当行所定の時限内とします。解約予約により総合口座通帳内の定期預金を解約する場合、その元利金を入金する口座は、同一総合口座内の普通預金口座に限るものとします。

なお、定期預金取引サービスでは、定期預金の満期日前の解約は取扱いできません。

(2) 取引の実施日

取引依頼の確定時点が銀行窓口営業日の当行所定の時限を過ぎている場合には当行は、翌営業日付で入金処理を行います。

(3) 依頼内容の変更・取消

① テレホンバンキング

定期預金入金・解約予約の依頼内容が確定した後は、依頼内容を変更することまたは取消することはできません。

② インターネットバンキング

お客さまは定期預金入金の依頼を当行所定の時限を過ぎて行った場合、当行所定の時刻までに限り、当行所定の方法により当該取引の取消依頼を行うことができるものとします。定期預金解約予約の依頼内容が確定した後は、依頼内容を変更することまたは取消することはできません。

(4) 適用利率

定期預金取引サービスで定期預金口座に入金する場合は、取引成立時点の当行所定の利率を適用します。

(5) 資金の振替

定期預金の入金にかかる資金の振替は、振替サービスにより取扱いし、振込・振替サービスの規定を適用します。

(6) 定期預金預入明細回答後の取消・変更

お客さまの電話、パソコンによる依頼に基づき当行が行った回答は、残高、預入明細等を当行が証明するものではなく、回答後であっても当行が変更または取消等を行う可能性があります。このような変更または取消のために生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由による場合を除き、お客さまの負担とします。

8. 振込・振替サービス

(1) 振込サービスの内容

振込サービスは、お客さまからの電話、パソコン、携帯電話による依頼に基づき、当行が本人確認をしたうえでお客さまが指定する出金指定口座よりお客さまの指定する金額(以下「振込金額」といいます。)を引落し、あらかじめ当行あて登録した預金口座への振込(以下「事前登録振込」といいます。)およびお客さまが都度指定する当行の国内本支店、または当行以外の金融機関の国内本支店の預金口座への振込(以下「都度振込」といいます。)を行う場合に利用できるものとします。また、パソコンにより依頼を行う場合、お客さまは当行所定の日数の範囲内で振込の取引日付を指定することができるものとします。なお、振込の受付にあたっては、当行所定の振込手数料(消費税を含みます。)をいただきます。

(2) 振替サービスの内容

振替サービスは、お客さまからの電話、パソコン、携帯電話による依頼に基づき、当行が本人確認をしたうえでお客さまの指定する出金指定口座から入金指定口座へお客さまの指定する金額(以下「振替金額」といいます。)を振り替える場合に利用できるものとします。また、パソコンにより依頼を行う場合、お客さまは当行所定の日数の範囲内で振

替の取引日付を指定することができるものとします。

ただし、出金指定口座がカードローン口座の場合は、入金指定口座は当該カードローンの返済指定口座に限るものとします。

(3) 振込・振替上限金額の設定

1日に依頼できる振込金額(事前登録振込分)、振込金額(都度振込分)および振替金額の上限は、それぞれ当行所定の限度額(以下「最高限度額」といいます。)以内であらかじめお客さまが指定した金額とします。

ただし、当行はこの最高限度額を、1ヵ月以上の余裕をもって変更内容を当行本支店の店頭およびホームページに掲示することにより変更することができるものとします。この場合、当行が指定した変更日(変更内容掲示日から1ヵ月以上経過した日)以降は、変更後の内容に従い取扱うものとします。

ただし、やむを得ない事情があると客観的に認められる場合ならびにお客さまの不利益とならないと一般に認められる場合には、上記余裕期間を適当なものに短縮できるものとします。

なお、お客さま指定の上限金額以下に最高限度額が引下げられた場合には、当該上限金額は引下げ後の最高限度額に変更されたものとして取扱います。

(4) 振込先口座の確認

①お客さまからの電話、パソコン、携帯電話による依頼に基づき、受付けた振込は、振込依頼の内容と振込先金融機関の届出内容とを照合し、その照合結果をパソコン、携帯電話の利用画面への表示またはオペレータの口頭による伝達により、お客さまに確認いただき、振込依頼を受付するものとします。

なお、振込先口座の確認機能は、金融機関の振込先口座の確認ができる共同システムに不参加の金融機関および振込先金融機関の事情等により利用できない場合があります。その場合は、振込依頼内容のまま処理をいたしますので、予めご了承ください。

②当行所定の回数以上連続で振込依頼が完了しない場合は、振込先口座の確認機能を停止する場合があります。

振込確認機能の再開を希望される場合は、『しがぎん』ダイレクトヘルプデスクへ届出てください。当行がやむを得ないと判断した場合は振込取引依頼時と同様の方法により本人確認を行ったうえで、再開いたします。

(5) 取引の実施日

振込・振替の実施日および資金の引落日は、原則として受付日当日とします。また、当行所定の日数の範囲内で取引日付を指定する場合は、指定された取引日とします。ただし、取引の依頼内容確定時点で当行所定の時限を過ぎている場合、または受付日が銀行窓口休業日の場合は次のとおりとなります。

①電話による依頼の場合は、振込・振替資金は「出金指定口座」から受付日当日に引落し、翌営業日に「入金指定口座」あてに振込通知手続き及び入金処理を行います。

②パソコン、携帯電話による当座預金を入金指定口座とする振替依頼の場合は、振替資金は「出金指定口座」から受付日当日に引落し、翌営業日に「入金指定口座」あてに入金処理を行います。

(6) 依頼内容の取消

①テレホンバンキング

振込・振替の依頼内容が確定した後は、依頼内容を取消することはできません。

②インターネットバンキング・モバイルバンキング

お客さまは当行所定の時限以降または取引日付を指定して依頼を行った場合、当行所定の時刻までに限り、当行所定の方法により当該取引の取消依頼を行うことができるものとします。

(7) 依頼内容の訂正・組戻

お客さまが本サービスを利用して行った振込について依頼内容の訂正または組戻を行う場合には、「テレホンバンキング」により当行所定の方法で本人確認を行い、手続きを受付けます。この場合、振込手数料および消費税は返却しません。また、訂正・組戻については、当行本支店の店頭に掲示する所定の手数料および消費税をいただきます。なお、組戻により振込先金融機関から返却された資金は、当該振込金の出金指定口座に入金します。

(8) 以下の各号に該当する場合は、振込または振替はできません。

- ①受付時に振込金額または振替金額が出金指定口座より払い戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。資金確定していない手形、小切手等の金額は含みません。)を超えるとき。
- ②出金指定口座あるいは入金指定口座が解約済のとき。
- ③預金者より、出金指定口座からの支払停止あるいは入金指定口座への入金停止届出があり、それに基づき当行が所定の手続きを行ったとき。
- ④差押、法的整理、保全処分等やむを得ない事情があり、当行が当該口座の支払取引あるいは入金取引を不相当と認めるとき。

9. ペイジー(税金・各種料金支払)サービス

(1) ペイジー(税金・各種料金支払)サービスの内容

ペイジー(税金・各種料金支払)サービスは、お客さまのパソコン、携帯電話による依頼に基づき、当行が本人確認したうえでお客さまが指定する出金指定口座より払込資金を引落とし、当行所定の収納機関に対し、税金・各種料金等の払込みを行う場合に利用できるものとします。

(2) ペイジー(税金・各種料金支払)支払上限金額

1日に依頼できるペイジー(税金・各種料金支払)の上限金額を利用者が設定することはできません。

(3) 取引の実施日

ペイジー(税金・各種料金支払)支払いの実施日および資金の引落とし日は受付日当日とします。

(4) 依頼内容の変更・取消

ペイジー(税金・各種料金支払)支払いの依頼内容が確定した後は依頼内容を変更すること、または取消することはできません。

(5) 以下の各号に該当する場合は、ペイジー(税金・各種料金支払)での払込みはできません。

- ①受付時にペイジー(税金・各種料金支払)支払金額が出金指定口座より払い戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。資金確定していない手形、小切手等の金額は含みません。)を超えるとき。
 - ②出金指定口座が解約済のとき。
 - ③預金者より、出金指定口座からの支払停止届出があり、それに基づき当行が所定の手続きを行ったとき。
 - ④差押、法的整理、保全処分等やむを得ない事情があり、当行が当該口座の支払取引あるいは入金取引を不相当と認めるとき。
 - ⑤お客さまからの払込依頼内容に関して収納機関から納付情報または請求情報について所定の確認ができない場合
 - ⑥その他当行が必要と認めた場合
- (6) ペイジー(税金・各種料金支払)支払にかかるサービスの利用は、当行が定める取扱時間内としますが、収納機関の取扱時間の変動等により、当行の定める取扱時間内でも利用ができないことがあります。
- (7) 当行は、ペイジー(税金・各種料金支払)支払にかかる領収書(領収証書)を発行いたしません。収納機関の納付情報または請求情報の内容、収納機関での収納手続きの結果等その他収納等に関する照会については、収納機関に直接お問い合わせください。
- (8) 収納機関の連絡により、一度受付したペイジー(税金・各種料金支払)の払込みが取消となることがあります。
- (9) 当行または収納機関所定の回数を超えて、所定の項目の入力を誤った場合は、ペイジー(税金・各種料金支払)の利用が停止されることがあります。この場合、必要に応じて当行または収納機関所定の手続きを行ってください。
- (10) ペイジー(税金・各種料金支払)のお客さまからの払込依頼内容によっては、当行本支店の店頭に掲示した所定の手数料をいただきます。

10. 外貨普通預金入出金サービス

(1) 外貨普通預金入出金サービスの内容

外貨普通預金入出金サービスは、お客さまからの電話の依頼に基づき、当行が本人確認をしたうえでお客さまが指定する円貨普通預金から外貨普通預金または外貨普通預金から円貨普通預金へお客さまが指定する金額を振り替える場合に利用できるものとします。なお、振替可能な円貨普通預金は、外貨普通預金口座開設時または開設後に

届出の同一名義の申込代表口座とします。

(2) 入出金上限額の設定

1日に依頼できる円貨普通預金から外貨普通預金、または外貨普通預金から円貨普通預金への振替限度額は、当行所定の範囲内とします。

(3) 取引の実施日

外貨普通預金入出金の実施日は受付日当日とします。

(4) 適用外国為替相場による換算

外貨普通預金の入出金時の外貨と円貨との換算については、当行所定の外国為替相場により取扱います。

なお、当行所定の外国為替相場は、テレホンバンキング受付時に口頭により確認できるものとします。

(5) 依頼内容の変更、取消

外貨普通預金入出金サービスの依頼の場合、その取引確定後の依頼の変更・取消は一切できません。

(6) 以下の各号に該当する場合は、入出金取引はできません。

- ① 受付時に出金金額が出金指定口座の払戻可能残高を超えるとき。
- ② 出金指定口座あるいは入金指定口座が解約済のとき。
- ③ 預金者より、出金指定口座からの支払停止あるいは入金指定口座への入金停止届出があり、それに基づき当行が所定の手続きを行ったとき。
- ④ 差押、法的整理、保全処分等やむを得ない事情があり、当行が当該口座の支払取引あるいは入金取引を不適当と認めたととき。

11. 投資信託取引サービス

(1) 投資信託取引サービスの内容

投資信託取引サービスは、お客さまからのパソコンによる依頼に基づき、当行が本人確認をしたうえで投資信託口座において、次の取引依頼を行う場合に利用できるものとします。

- ① 購入(金額指定による購入のみ)
- ② 売却(口数指定または全部売却のみ)
- ③ 投信積立(新規・変更・廃止)
- ④ 分配金支払方法(再投資または出金)の変更
- ⑤ 電子交付登録の申込
- ⑥ 照会(取引履歴照会およびお預り投資信託の残高照会)
- ⑦ 投資信託取引サービスの申込

上記お取引の依頼内容が確定した時間が、当行所定の締切時間内(銀行窓口休業日は除く)の場合はご依頼当日の営業日を受付日とし、当行所定の締切時間を過ぎている場合または銀行窓口休業日の場合は翌営業日を受付日とします。

(2) 利用対象者

日本国内に居住する満20歳以上の方かつ、投資信託口座の登録を届出している方とします。

なお、投資信託取引サービスは満90歳に達した日以降、利用できなくなります。

(3) 利用上限金額

1回あたりの取扱いできる金額は当行所定の取扱限度額の範囲内とします。なお、ファンドにて取扱限度額が別途定められている場合は、ファンドが定める取扱限度額とします。

1日あたりの振替限度額には反映されません。

(4) 購入・売却・投信積立の資金振替方法

- ① 購入: 投資信託の購入にあたっては、投資信託の購入金額を投資信託の指定預金口座から引落します。引落の実施は、取引実行の依頼を受付した時点で行います。

なお、購入金額の引落し後の投資信託の指定預金口座の残高が0円未満になる場合には、支払可能残高が引落し

金額を上回っていても引落しは行いません。この場合、取引の依頼はなかったものとして取扱います。

②売却: 投資信託の売却は、お客さまが指定する受益権等の売却注文(口数指定売却または全部売却)により行います。売却代金は各銘柄所定の受渡日に投資信託の指定預金口座に入金します。

なお、クローズド期間中のもの等については、取扱いできない場合もありますのでご注意ください。

③『しがぎん』投信積立(新規・変更)の申込み

『しがぎん』投信積立の申込による定期的な購入は、投資信託の指定預金口座から自動振替の方法により行うものとします。振替日、買増月、振替開始月、毎月振替額・買増月振替額の取引内容は、お客さまから依頼された内容のとおりとします。この場合、各種預金規定にかかわらず、同払戻請求書等の提出は必要ありません。

(5) 取引の変更・取消

投資信託取引サービスの依頼を行い、受付けた購入・売却注文の変更・取消は一切できません。

(6) 解約

投資信託取引サービスを解約されても投資信託口座は解約されません。投資信託口座を解約される場合は店頭で所定のお手続きが必要となります。

(7) 注意事項等

①お客さまは、購入にあたり目論見書等により商品内容について十分理解したうえで依頼するものとします。お客さまが投資信託購入、投信積立の新規・変更申込の取引を行う場合には、当該投資信託の目論見書等を内閣府令等に定める電磁的方法により遅滞なく交付します。

また、取引に際しては、「投資信託受益権振替決済口座管理規定」等の内容を遵守していただき、十分ご理解いただいた上でお客さま自らの判断と責任において行うものとします。

②投資信託は元本保証がなく、基準価額の変動により資産価値が減少し、投資元本を割り込み、損失が発生することを十分ご理解いただいた上で投資信託取引を行うものとします。なお、この損失については当行に責めがある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。

③投資信託の購入等の取引に際しては、お客さまの商品理解や適合性を確認するため、お客さまの投資目的や投資経験、資産状況等の情報をご提供いただきます。お客さまの投資目的や投資経験、資産状況等に照らし、投資信託の購入等の依頼をお断りすることがあります。なお、お断りする場合の理由については開示できない場合があります。

④お客さまが、投資信託の購入、売却の注文等を受付、当該取引を行った後は、当行は法令等で定められた取引内容を記載した書類を届出住所への郵送または内閣府令等に定める電磁的方法により交付いたしますので、直ちに記載内容をご確認ください。

⑤自動けいぞく(累積)投資取引を申込み場合は、「自動けいぞく(累積)投資約款」の取決めにかかわらず、自動けいぞく(累積)投資取引の申込の意思表示をしていただいた場合に当該受益権の自動継続(累積)投資契約が締結されることとし、所定の申込書の記入、署名捺印は要しないものとします。

⑥投資信託の指定預金口座を変更された場合には、変更後数日間は投資信託の購入または投信積立の自動振替が行えない場合がございます。この場合、取引の依頼を行っても依頼がなかったものとして取扱います。

12. ローン申込受付サービス

(1) ローン申込受付サービスの内容

ローン申込受付サービスは、お客さまからの電話による依頼に基づき、当行が本人確認をした場合に、当行所定のローンの「仮審査申込」に利用できるものとします。

なお、保証会社は当該ローン所定の保証会社とします。

(2) 個人信用情報の利用

お客さまは、ローン申込受付サービスを利用するにあたって、以下の事項に同意するものとします。

①お客さまの信用情報が、当行ならびに保証会社の加盟する個人信用情報機関および同機関と提携する個人信用情報機関に登録されている場合、ローンの審査を行うために登録されている信用情報を当行ならびに保証会社が利用すること。

②当行ならびに保証会社が、ローンの審査を行うため当行ならびに保証会社の加盟する個人情報機関を利用した場合、利用した日時等の客観的な申込事実が当該個人情報機関に登録されること、および当行ならびに保証会社が加盟する個人情報機関の加盟会員が、取引上の判断のために登録された信用情報を利用すること。なお、本サービスにて利用する保証会社、個人情報機関、個人情報機関に登録される情報等については、この規定の末尾を参照してください。

(3) 審査結果の通知

- ①第1項のローン仮審査申込についての審査結果は、電話等によりお客さまに通知します。この通知は、原則として申込時に届出のあった連絡先にて行うものとします。
- ②審査結果の通知はあくまでも電話による仮審査申込内容に基づく「仮審査結果」であり、審査の結果仮承認となった場合でも別途正式なお申込が必要です。その際には、正式な申込書および確認資料等の提出が必要となりますので、お申込のご本人さまが原則としてお借入希望店の窓口までお越しください。なお、審査結果のご連絡日から実際のお借入日までの期間が1ヵ月を越える場合には、再審査とさせていただきます場合があります。
- ③この仮審査申込の内容と、ご来店時にご提出いただく正式な申込書ならびに確認資料の内容とが相違する等の場合には、ご連絡した審査結果の内容にかかわらず、ご希望にそいかねる場合があります。
- ④ご希望のお借入限度額またはお借入額は当行所定の審査によっては、お申しいただいたお借入希望限度額またはお借入額を下回る場合があります。
- ⑤審査の結果、ご希望にそえない場合もございますが、審査内容についてはご回答できかねますので、あらかじめご了承ください。

13.住宅ローン固定金利再特約受付サービス

(1) 住宅ローン固定金利再特約受付サービスの内容

- ①住宅ローン固定金利再特約受付サービスは、お客さまからの電話による依頼に基づき、当行が本人確認をした場合にお客さまが当行で借入れた住宅ローンについて固定金利の再特約の手続きを行う場合に利用できるものとします。
- ②住宅ローン固定金利再特約受付サービスに関し、ローン契約書(金銭消費貸借契約証書)(以下「原契約」といいます)の定めにかかわらず、特段の合意がない限り本利用規定が適用されるものとし、本利用規定に定めのない事項については原契約の定めによるものとします。

(2) 対象のローン

住宅ローン固定金利再特約受付サービスの利用可能な住宅ローンの種類は、当行所定のものとします。なお、当該住宅ローン、当行で借入れたその他ローンの元利金の返済状況等によっては、住宅ローン固定金利再特約受付サービスを利用できない場合があります。

(3) サービスの利用

- ①住宅ローン固定金利再特約受付サービスに関し、受付が可能な日は、当行所定の日とし、お客さまが住宅ローン固定金利再特約受付サービスの利用により固定金利の再特約を行う場合には、住宅ローン固定金利再特約受付サービスの利用における本人確認およびお客さまからの依頼・指示内容の録音をもとに内容を確定して再特約するものとし、別途特約書による契約の締結は行いません。また当行は、特約終了日の前営業日までに手続きを完了するものとします。
- ②再特約の効力は当行所定の手続が完了した日より生じるものとし、本再特約は、債務の同一性を損なうものではなく、原契約の定めに従うものとします。当行は、再特約後の利率・毎回返済額(元金・利息の内訳)などを書面にて通知するものとします。
- ③住宅ローン固定金利再特約受付サービスの適用金利は、受付完了日の店頭表示金利を基準に決定するものとします。ただし、固定金利特約終了日の当該月以前に受付が完了した場合は、特約終了月の店頭表示金利と比較して低い方の店頭表示金利を基準に決定するものとします。
- ④住宅ローン固定金利再特約受付サービスの利用により、借入条件の変更契約の効力が生じ、固定金利期間の適用

が開始された場合には、固定金利期間中は、変動金利への変更、適用利率の変更、ならびに固定金利期間の変更はできないものとします。また、固定金利期間中に繰上げ返済を行う場合には、お客さまは当行所定の固定金利期間中の繰上返済手数料を支払うものとします。

(4) 費用の引落

- ① 当行は、住宅ローン固定金利再特約受付サービス利用の一切の費用(当行所定の再特約手数料および条件変更が伴う場合の条件変更手数料等)を当行所定の手続き完了日に、住宅ローン返済用普通預金口座から引き落とします。
- ② 残高不足等の理由により手数料等の引落しができない場合には、当該再特約の受付はなかったものとして取扱いいたします。

(5) 依頼内容の変更・取消

住宅ローン固定金利再特約受付サービスで依頼内容が確定した後は、当該依頼内容の取消、変更は原則できないものとします。

14. 住宅ローン一部繰上返済受付サービス

(1) 住宅ローン一部繰上返済受付サービスの内容

- ① お客さまからの電話による依頼に基づき、当行が本人確認をした場合に当行で借入れた住宅ローンについて、債務の一部を期限前に繰上げて返済(以下「一部繰上返済」といいます)する依頼を行うことができるものとします。本サービスにおける一部繰上返済は期間短縮方式となります。なお、本サービスでは、住宅ローンの全額繰上返済を行うことはできません。
- ② 住宅ローン一部繰上返済受付サービスに関し、ローン契約書(金銭消費貸借契約証書)(以下「原契約」といいます)の定めにかかわらず、特段の合意がない限り本利用規定が適用されるものとし、本利用規定の定めのない事項については原契約の定めによるものとします。

(2) 対象のローン

住宅ローン一部繰上返済受付サービスの利用可能な住宅ローンの種類は、当行所定のものとします。なお、当該住宅ローン、当行で借入れたその他ローンの元金金の返済状況等によっては、本サービスをご利用いただけない場合があります。

(3) サービスの利用について

- ① 住宅ローン一部繰上返済受付サービスに関し、受付が可能な日は、原契約に定める毎月の約定返済日のうち、当行所定の日とし、当行所定の時限までに依頼するものとします。
- ② お客さまが住宅ローン一部繰上返済受付サービスの利用により一部繰上返済を行う場合には、本サービスの利用をもって内容を確定し、変更契約とするものとし、別途書面等による契約の締結は行いません。なお、当行所定の方法により取扱うものとします。
- ③ 一部繰上返済の効力は、当行所定の手続きが完了した日より生じるものとし、本一部繰上返済は、債務の同一性を損なうものではなく、原契約の定めに従うものとします。なお、当行は、一部繰上返済後の毎回返済額(元金、利息の内訳)等を別途書面により通知するものとします。
- ④ 一部繰上返済により、増額返済部分等の未払利息がある場合には、繰上返済日に支払うものとします。
- ⑤ 一部繰上返済に伴い、保証料の返戻が発生する場合は、後日住宅ローン返済用預金口座へ返戻保証料を入金するものとします。

(4) 費用の引落

- ① 一部繰上返済に係る一部繰上返済額、未払利息、および手数料等本サービス利用の一切の費用につき、住宅ローンの返済用預金口座を出金指定口座とみなして、繰上返済日に引落しするものとします。
- ② お客さまは、一部繰上返済に係る一部繰上返済所要額を繰上返済日の前日までに住宅ローン返済用預金口座に入金するものとし、残高不足等の理由により、引落しができない場合には、当該一部繰上返済の受付がなかったものとして取扱いいたします。

(5) 依頼内容の変更・取消

住宅ローン一部繰上返済受付サービスで依頼内容が確定した後は、当該依頼内容の変更、取消は原則できないものとします。

(6) 利用上の制限

当行は、住宅ローン一部繰上返済受付サービスの利用回数、その他当行が必要と認める事項について、利用上の制限を設けることができるものとします。

15. 預金口座振替受付サービス

(1) 預金口座振替サービスの内容

預金口座振替サービスは、お客さまからの電話による依頼に基づき、本人確認をした口座および、当行所定の方法により本人名義と確認できた口座について、当行所定の収納企業への諸料金等の支払に関する預金口座振替契約を申込みする場合に利用できるものとします。

お客さまが預金口座振替を申込みする場合は、別途定める「口座振替規定」を承認するものとします。

(2) 口座振替規定、収納企業への届出

各収納企業への届出は、お客さまに代わって当行が行います。諸料金等の預金口座振替の開始時期は各収納企業の手続完了後とします。

16. 住所変更受付サービス

(1) 住所変更受付サービスの内容

住所変更受付サービスは、お客さまからの電話、パソコンによる依頼に基づき、当行が本人確認をした場合に、届出住所を変更することができるものとします。

(2) 住所変更受付サービスの申込の受付

①当座勘定・融資（shigagin card STIO および消費者向け無担保カードローンのみご契約の場合は除く）・外国為替の取引または障害者等の少額貯蓄非課税制度・財産形成非課税貯蓄制度・障害者等の少額公債非課税制度を利用されている場合等取引内容によっては手続きできない場合があります。

②住所変更受付サービスを利用して住所変更を受付けた場合は、本人確認をした口座開設店におけるご本人名義のすべての口座について住所変更手続きができるものとします。

③住所変更受付サービスで受付けた住所変更では、受付から処理完了まで当行所定の日数がかかります。この間に生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由による場合を除き、お客さまの負担とします。

17. 取引明細書発行サービス

(1) 取引明細書発行サービスの内容

取引明細書発行サービスは、お客さまからの電話による依頼に基づき、当行が本人確認をした場合に利用できるものとします。発行した取引明細書は当行届出住所あて郵送させていただきます。

なお、本サービスが利用できる口座はサービス指定口座に登録されている口座に限ります。また発行可能な口座の預金科目・取引日の範囲は当行所定の預金科目、取引日の範囲とさせていただきます。

(2) 手数料

取引明細書発行には、当行所定の手数料がかかります。手数料は取引明細書を発行する該当口座より引落すものとします。

18. キャッシュカード支払限度額変更サービス

(1) キャッシュカード支払限度額変更サービスの内容

キャッシュカード支払限度額変更サービスは、お客さまからの電話による依頼に基づき、当行が本人確認した場合にご利用口座の次のキャッシュカードの支払限度額を変更する場合に利用できるものとします。

①1日あたりのキャッシュカード（ローンカードを含みます。）の支払限度額（自動機による預金の払戻し、自動機による振込および他預金口座への振替、デビットカードの利用を含みます。）

②1ヵ月（毎月1日から末日まで）あたりのキャッシュカード（ローンカードを含みます。）の支払限度額（自動機による預

金の払戻し、自動機による振込および他預金口座への振替、デビットカードの利用を含みます。)ただし、キャッシュカード支払限度額の引き上げは『しがぎん』ダイレクト会員に限るものとします。

(2) キャッシュカード支払限度額変更サービス申込の受付

キャッシュカード支払限度額変更サービスで受付けた場合は受付日当日中の処理となります。処理完了前に生じた損害については当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、お客さまの負担とします。

(3) キャッシュカード支払限度額変更の範囲

キャッシュカード支払限度額の変更可能な範囲は、当行所定の範囲内とします。

また変更可能な支払限度額の単位は10万円単位とします。

19. 他行自動機の支払利用停止(設定・解除)受付サービス

(1) 他行自動機の支払利用停止(設定・解除)受付サービスの内容

他行自動機の支払利用停止受付サービスは、お客さまからの電話による依頼に基づき、当行が本人確認をした場合に、当行が規定する「他行自動機基準」に該当する自動機(振込機を含みます。)を使用した預金の払戻しおよび振込の利用停止設定または利用停止解除をする場合に利用できるものとします。

ただし、利用停止解除は、『しがぎん』ダイレクト会員に限るものとします。

(2) 他行自動機の支払利用停止(設定・解除)受付サービスの申込受付

他行自動機の支払利用停止(設定・解除)受付サービスにより受付けた場合、受付日当日中の処理となります。処理完了前に生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、お客さまの負担とします。

20. カードローン借入・返済サービス

(1) カードローン借入・返済サービスの内容

カードローン借入・返済サービスは、お客さまからの電話による依頼に基づき、当行が本人確認したカードローン口座からの借入およびカードローン口座の借入元金および利息(以下「借入金」という)を当該カードローンの返済指定口座として予め届出の口座より随時または一括して返済する場合に利用できるものとします。

(2) 取引の実施日

カードローン借入金の返済指定口座への入金日およびカードローン借入金返済資金の引落日・当該カードローン借入金の返済日は、原則として受付日当日とします。

ただし、当行所定の受付日および受付期限内に受付けた場合に限り、受付日当日に処理するものとします。

(3) 依頼内容の変更、取消

カードローン借入・返済依頼内容確定後は、依頼内容を変更すること、または取消することはできません。

(4) 以下の各号に該当する場合は、手続きはできません。

- ① 受付時にカードローン借入希望額がカードローン借入可能額を超えるときまたはカードローン借入金が当該カードローンの返済指定口座の払戻可能残高を超えるとき。
- ② 預金者より、カードローン返済指定口座からの支払停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続きを行ったとき。
- ③ 差押、法的整理、保全処分等やむを得ない事情があり、当行がカードローン口座からの借入取引およびカードローン返済指定口座の支払取引あるいはカードローン口座への入金取引を不相当と認めたとき。

21. 通知・照会等の連絡先

(1) 依頼内容に関し、当行よりお客さまに通知・照会する場合には、当行に届出た住所、電話番号、Eメールアドレスを連絡先とします。なお、Eメールアドレス宛に当行の商品・サービスに関する案内を通知する場合があります。

(2) 前項において、Eメールアドレスや連絡先の記載不備、または電話の不通等によって通知・照会ができなくても、これによって生じた損害については当行の責めに帰すべき事由による場合を除き、お客さまの負担とします。

22. 届出事項の変更等

(1) 届出事項に変更があった場合には、直ちに当行所定の書面により申込代表口座開設店ならびにサービス指定口座開設店に届出てください。ただし、住所変更、家族口座の登録・解約、振込先口座の登録・解約については、本人

と確認できた場合、電話により『しがぎん』ハローサポートへ届出ることができるものとします。

なお、届出以前に生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由による場合を除き、お客さまの負担とします。

(2) 前項に定める届出事項の変更の届出がなかったために当行からの通知または当行が送付する書類等が延着し、または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

(3) 申込代表口座を他の口座に変更することはできません。申込代表口座を変更する必要がある場合は、いったん本サービスを解約し、改めてお申込みください。

23. ワンタイムパスワード認証サービス

(1) ワンタイムパスワード認証サービスの内容

ワンタイムパスワード認証サービスとは、本サービスのインターネットバンキングの利用に際し、トークン(パスワード生成機)により生成・表示され、60秒ごとに変化する可変的なパスワード(以下、「ワンタイムパスワード」といいます。)を、第2条第2項②インターネットバンキングの「確認用暗証番号」に代えて用いることにより、お客さまの本人確認を行うサービスをいいます。

(2) サービス利用者

ワンタイムパスワード認証サービスの利用者は『しがぎん』ダイレクトの会員とします。

(3) 利用方法

① 当行は、インターネットバンキングでお客さまの「ソフトトークン利用申込」依頼を受け、トークンの発行手続きをいたしますので、お客さまはスマートフォン等に「ワンタイムパスワードアプリ」をダウンロードし、インターネットバンキングより「ソフトトークン利用申込」を行なってください。

② 当行は、お客さまが入力し送信した「確認用暗証番号」と、当行が保有している「確認用暗証番号」が一致した場合は、お客さまからの「ソフトトークン利用申込」の依頼とみなし、この依頼が完了した後、「ワンタイムパスワード」をお客さまの取引確認の手續に利用します。

③ ワンタイムパスワード利用開始後は、インターネットバンキングの当行所定の取引において、第2条第2項②インターネットバンキングの確認用暗証番号入力手續に替えて「ワンタイムパスワード」を当行所定の方法により入力してください。当行が受信し、認識した「ワンタイムパスワード」と、当行が保有している「ワンタイムパスワード」と一致した場合は、当行はお客さまからの取引の依頼とみなします。

④ トークンとして利用しているスマートフォン等の機種変更等でワンタイムパスワードの利用ができなくなる場合は、インターネットバンキングで「ソフトトークン解約」によりソフトトークンの解約を行ってください。この依頼が完了した後、お客さまの取引確認の手續に「ワンタイムパスワード」の入力が不要となります。利用解除日の翌日以降、機種変更後のスマートフォン等で、新規申込時と同様「ソフトトークン申込」を行っていただき、ワンタイムパスワードの利用を再開してください。

(4) ワンタイムパスワードの管理

① ワンタイムパスワードはお客さま自身の責任において厳重に管理するものとし、第三者には絶対に教えないください。また、トークンとして利用しているスマートフォン等を盗難や紛失された場合には、直ちに『しがぎん』ダイレクトヘルプデスクへ届出てください。この届出を受付けた時は、当行は本サービスの取扱を中止します。この届出以前に生じた事故・損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、お客さまの負担とします。

② お客さまがワンタイムパスワードを、当行所定の回数、連続して誤入力された場合は、当行は本サービスの取扱を停止します。お客さまが利用の再開を希望される場合は、当行所定の方法により届出てください。

(5) トークンの有効期限

トークンの有効期限は、当行が定める期限までとします。有効期限が近づいた場合、当行所定の方法で通知しますので、有効期限更新を行ってください。

24. 本サービスによる預金等の不正な払戻し被害補償

(1) 補てん請求

盗取されたキャッシュカード暗証番号、確認用暗証番号、ログインパスワードおよび会員番号(以下「暗証番号等」と

います)を用いて行われた出金指定口座よりの不正な払戻し(以下「当該払戻し」といいます。)については、次の各号のすべてに該当する場合、お客さま(以下「契約者」という。)は当行に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ①暗証番号等の盗難等に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
- ②当行の調査に対し、契約者より十分な説明が行われていること
- ③警察署等の捜査機関に対し、被害事実等の事情説明が行われていることが確認できるものを当行に示していること

(2) 補てん金額等

前項の請求がなされた場合、当該払戻しが契約者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを契約者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意無過失であることおよび契約者に過失(重過失を除く)があることを当行が証明した場合には、当行は被害状況および過失の度合い等を勘案のうえ、補てん対象額を減額した金額を補てんするものとします。

(3) 補てん対象期限

前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難等が行われた日(当該盗難等が行われた日が明らかでないときは、当該盗難等にかかる暗証番号等を用いて行った不正な払戻しが最初に行われた日)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 免責事項

第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。

- ①当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A.当該払戻しが契約者の重大な過失により行われたこと
 - B.契約者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C.契約者が、被害状況についての当行に対する説明において重要な事項について偽りの説明を行ったこと
- ②盗難等が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと

(5) その他

- ①当行が当該預金について契約者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、契約者が、当該払戻しを受けた者その他の第三者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- ②当行が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
- ③当行が第2項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された暗証番号等により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して契約者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

25. 解約等

(1) 都合解約

本サービスは当事者の一方の都合で、通知によりいつでも解約することができます。なお、当行に対する解約の通知は書面または当行所定の方法によるものとします。

(2) 解約の通知

当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が届出住所が事実と相違する等お客さまの責めに帰すべき事由によりお客さまに到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

(3) 申込代表口座・サービス指定口座の解約

- ①申込代表口座が解約されたときは、本サービスは解約されたものとみなします。

②サービス指定口座が解約された場合は、該当する口座に関する本サービスは解約されたものとみなします。

(4) サービスの強制解約

お客さまに以下の事由が一つでも生じたときは、当行はいつでも、お客さまに事前に通知することなく本サービスを解約することができるものとします。

- ①当行より郵送の「会員カード」が郵便不着および「不在配達のお知らせ」の通知後、郵便局の保管期日までに郵便局に連絡いただけない理由等により返却されてきたとき。
- ②支払の停止または破産手続開始もしくは民事再生手続開始の申し立てがあったとき。
- ③相続の開始があったとき。
- ④1年以上にわたり本サービスの利用がない場合。
- ⑤お客さまが当行の取引約定に違反した場合等、当行がサービス停止を必要とする相当の事由が生じたと客観的に認められる場合。

26. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、各種預金規定、総合口座取引規定、当座貸越約定書、振込規定、投資信託受益権振替決済口座管理規定、しがぎん投資信託特定口座および特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する規定、自動けいぞく(累積)投資約款および『しがぎん』投信積立規定等当行の規定により取扱います。なお、各規定は必要に応じて当行本支店の窓口もしくは『しがぎん』ハローサポートへご請求ください。

27. 契約期間

この契約の当初契約期間は契約日から起算して1年間とし、お客さままたは当行から特に申出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。また、継続後も同様とします。

28. 規定の変更

当行は、1ヵ月以上の余裕をもって変更内容を当行本支店の店頭およびホームページに掲載することにより、本規定の内容を変更することができるものとします。この場合、当行が指定した変更日(変更内容掲示日から1ヵ月以上経過した日)以降は、変更後の内容に従い取扱うものとします。

ただし、やむを得ない事情があると客観的に認められる場合ならびにお客さまの不利益とならないと一般に認められる場合には、上記余裕期間を適当なものに短縮できるものとします。

29. 譲渡質入れの禁止

当行の承諾なしに本サービスに基づくお客さまの権利および預金等の譲渡・質入れ契約上の地位の移転ならびに会員カードの第三者への貸与等はできません。

30. 合意管轄

本規定に基づく取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上

< 口座振替規定 >

1. 株式会社滋賀銀行(以下「銀行」という)は、収納企業(以下「委託会社」という)から請求書が送付されたとき、預金者に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ、委託者に支払います。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しは不要とします。
2. 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻することができる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む)を超える場合、銀行は預金者に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえないものとします。
3. この契約を解約する場合、預金者から銀行に書面により届出します。
なお、この届出がないまま長期間にわたり委託者から請求がない等相当の事由がある場合、特に預金者から申出をしない限り、銀行はこの契約が終了したものとして取扱ってさしつかえないものとします。
4. この預金口座振替について、預金者または銀行に損害が生じた場合、その損害は銀行の責めに帰すべき事由がある

場合を除き、預金者の負担とします。

<ローン申込受付サービスにて利用する保証会社、個人情報情報機関等に関する事項>

ローン申込受付サービスにて利用する保証会社、保証会社が審査に利用する情報、個人情報情報機関は次のとおりとする。

1. 利用保証会社

- (1) 株式会社滋賀ディーシーカード
滋賀県大津市浜町1番10号
- (2) 株式会社オリエントコーポレーション
東京都千代田区麹町5丁目2番地1
- (3) エム・ユー信用保証株式会社
東京都新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワー14階
- (4) 三菱 UFJ ニコス株式会社
東京都文京区本駒込6-14-23
- (5) ワイジェイカード株式会社
福岡県福岡市博多区博多駅前3-4-2
- (6) 株式会社セゾンファンデックス
東京都豊島区東池袋三丁目1番1号サンシャイン60 53階

2. 保証会社が審査に利用する情報

お客さまがローンの仮申込みを行なうにあたりオペレータが口頭でお聞きした事項

3. 個人情報情報機関

- (1) 全国銀行個人情報センター(KSC)
東京都千代田区丸の内1-3-1
- (2) 株式会社シー・アイ・シー(CIC)
東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階
- (3) 株式会社日本信用情報機構(JICC)
東京都千代田区神田東松下町41-1

4. 個人情報情報機関登録情報

- (1) ローン申し込みをした事実
- (2) 客観的な取引事実
- (3) 債務の支払いを延滞した事実

以上

(2018年10月9日現在)